

【基準日・給付対象者】

問 基準日前に転出し、基準日後において転出元の市区町村で転出届を提出した場合、申請書を送付するのは転出元の市区町村になるのか。

答 お見込みのとおり。転出日が基準日より前であったとしても、このケースでは、基準日において転出元の市区町村において当該転出の事実が把握できないため、転出元の市区町村の給付対象者リストに載り、支給することとなる。

問 基準日以降に死亡した世帯主に係る給付金の取扱いについて、以下のケースではどのように取り扱うべきか。

①申請前に死亡した場合

②申請後に死亡した場合

答 基準日以降に死亡した世帯主に係る取扱いについては、以下のとおり。なお、世帯主以外の世帯員が死亡した場合については、世帯主の受給権に影響を及ぼすものではない。

① 申請・受給権者たる世帯主が、基準日以降に申請を行うことなく死亡した場合、その世帯に当該世帯主以外の世帯員がいる場合には、原則として、その世帯員のうちから新たに世帯主となった者が、申請し、給付を受けることとなる。

一方で、単身世帯の場合には、世帯主が死亡した場合、実務上給付事務が発生しないこととなる。

② 申請後に死亡した場合、当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となる。なお、単身世帯の場合も同様となる。

問 失踪届に基づく消除、居住が確認できなかったことによる職権消除について、異動年月日が基準日となった場合には給付対象となるのか。

答 基準日において現に居住しておらず、基準日の住民基本台帳にも記載されていなかった者となることから、原則として、いずれも給付対象外となる。ただし、特別定額給付金事業実施要領第3の「基準日以前に、…住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以降初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの」に該当することとなる場合は、給付対象となる。

問 給付事務の前提として、基準日時点でいずれの市区町村にも住民票がないとして
いる者を住民基本台帳へ記録しようとする際、いずれの市区町村の住民基本台帳に
も記録されていないことを確認するために、住民基本台帳ネットワークを活用して
よいか。

答 住民基本台帳事務において、住民の異動の確認のため必要な場合に利用すること
は可能である。

【申請手続】

問 提出された申請書に誤字等があった場合には、どのように対応すべきか。

答 必要に応じて市区町村と申請者が連絡を取り、申請書の再提出や修正により対応
されたい。

問 郵送申請において、申請書で給付を辞退すると記載していた者について、申請受
付後に、給付することとしてほしい旨の申出があった場合、どのように対応すべき
か。

答 給付決定を行う以前の申出であれば、申請書の再提出等により適宜対応されたい。
給付決定後については、郵送申請の場合、申請書において辞退の意思表示をして
いることから、民法上の意思表示における錯誤に該当しない場合は、必ずしも対応
する必要はないものと考えられるが、各市区町村の判断において、他の助成金等の
例にも倣い、申請書の取下げ・再提出等により給付することとしても差し支えない。

問 オンライン申請において、申請データに支給希望者として記入しなかった者につ
いて、申請受付後に、給付することとしてほしい旨の申出があった場合、どのよう
に対応すべきか。

答 申請者に対し、支給希望者として記入しなかった者について追加で申請すること
を案内する等により対応されたい。

問 長期入院などにより住民票の住所に居住していない単身世帯については、どのよ
うに対応すべきか。

答 当該住民の住所ではなく、長期入院している病院や施設（以下「施設等」という。）
に申請書の送付を希望する場合には、当該住民から住所地の市区町村に対して、当
該施設等への申請書の再送付を依頼することとなる。この場合の取扱いについては、
「給付リスト上の住所地又は居住地とは異なる場所に居住している者等が申請書
を入手する方法等について」（令和2年5月1日付け総務省自治行政局特別定額給
付金室長事務連絡）を参照されたい。

問 転送届などの手続が間に合わなかった、単身世帯で長期入院中、拘置所などに拘禁中、等々を理由に、世帯主の住所で申請書を受け取ることができない場合、送付依頼書の提出、世帯主本人の確認書類の提出、入所施設の施設長の押印などの十分な確認を行った上で、世帯主が希望する住所に申請書を送付又は再送することは認められるか。

答 基準日現在の住民基本台帳の情報に基づき作成された給付リスト上の住所又は居住地とは異なる場所に居住している者等が、やむを得ない事由で申請書を受領することが困難であるときには、住所地の市区町村に対し、申請書の再発行及び現在の居住地等への送付を依頼することにより、申請することが可能となる。

送付依頼届、本人確認書類等の書類がいかなる場合に必要となるか等の詳細については、「給付リスト上の住所地又は居住地とは異なる場所に居住している者等が申請書を入手する方法等について」(令和2年5月1日事務連絡)別紙フロー図を参照されたい。

また、この点、法務省所管の矯正施設(刑事施設、少年院、少年鑑別所)や各都道府県警察に設置されている留置施設といった刑事収容施設等に入所している被収容者、在院(所)者及び留置されている被留置者については、公的な身分証明書等の写しがない場合も、当該収容施設に被収容者本人が在所していることを当該収容施設の管理者が証明した場合には、十分な本人確認がなされたものとして差し支えないことに加え、現金書留による給付も差し支えない旨整理しているところ(「矯正施設や留置施設等の刑事収容施設等に入所している被収容者等が対象となる特別定額給付金の申請・受給の手続に係る留意事項等について」(令和2年5月1日事務連絡)参照)。

問 離婚協議中の者についても、世帯主に給付することになるのか。

答 離婚協議中の者であっても、基準日において同一世帯に属する場合は、世帯変更届をしていない限り、世帯主に給付することとなる。

問 申請期限について、3月を超えて受付を行うこと又は3月よりも短い受付とすることは可能か。

答 申請期限については、特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱において郵送による申請受付開始日から3か月以内としているところであり、これを超えて給付を行った場合、当該給付については補助対象とならない。

なお、3か月よりも短くすることについては、必ずしも否定されないものと考えられるが、申請者の利便を図る観点から、当該要綱に即した申請期間を確保することが望ましい。

問 目が見えない、手が不自由等の理由により、世帯主以外の人に代筆してもらう場合にも、「代理人」欄への記入は必要か。

答 代筆用委任状の提出を求めるなど、通常の手続における代筆に係る取扱いに準じて対応されたい。

問 当該世帯の世帯主以外の世帯構成員が代理申請する場合も、世帯主の本人確認書類は必要か。(世帯主の本人確認書類の入手が困難な場合を想定)

答 代理申請の申請受付の是非の判断に当たっては、市区町村長は代理人の本人確認ができなかった場合、又は申請・受給権者と代理人との間の代理関係を確認できなかった場合には、基本的には申請を受け付けないものとしている(令和2年4月27日付け事務連絡)ところ、世帯主の本人確認書類の要否については、各自治体において個別具体的な状況に応じて御判断されるものと承知している。特に、(一定程度本人確認の度合いが担保される口座振込ではなく)窓口における現金給付を行う場合等は、より厳格な本人確認を実施する必要があると考えられるところ、その点にも留意しながら適切に御判断いただきたい。

問 申請期限終了後に、申請書が届いていないとの申出があった場合には、どのように対応すべきか。

答 何らかの理由により申請書が届いていなかったとしても、申請期限終了後は、申請を受け付けることはできない。

申請書を受け取ることができなかった住民が、本制度の実施を知る機会が全くないまま申請期限が徒過することのないよう、様々なルートにより周知・広報を行うことにより、適切に対応されたい。

問 申請期限は、消印有効とすべきか。また、郵送申請の受付開始日から3か月後の日が休日だった場合、どのように対応すべきか。受付開始日は3か月に含むのか

答 期間の計算については、民法の計算に関する規定に基づき、期間の初日である受付開始日は参入しない。

申請期限については、申請者の利便を図る観点から、消印有効として差し支えない。

なお、申請期限の末日が地方公共団体の休日となる場合には、地方自治法第4条の2第4項の規定に基づき、その翌日をもって期限とみなすこととなる。

【オンライン手続】

問 給付金のオンライン申請は世帯主しかできないのか。

答 給付金の支給について、世帯主だけでなく、マイナンバーカードを保有する世帯員を世帯主とみなしてオンライン申請できることとした場合には、世帯主のあずかり知らぬところで当該世帯員が給付金を受け取ることができることとなる。

そうしたケースは適当でないものと判断し、給付金の支給に関するオンライン申請については、申請者を世帯主に限ることとしている。

問 オンライン申請において、世帯主以外からの申請があった場合、どのように対応すればよいか。

答 世帯主以外からの申請については、「申請権者は世帯主とされているので、世帯主以外からの申請は無効」を原則とし、市区町村から申請者に連絡を取り、世帯主による申請を案内することとなる。

ただし、申請のあった給付金受取口座が世帯主名義であって、例えば、申請者が別途委任状を提出するなど、市区町村において何らかの形で代理関係の確認及び世帯主本人の本人確認が十分にできた場合には、申請を有効なものとして取り扱うことは否定されないものと考えられる。

問 オンライン申請において、世帯主本人が申請しているが、世帯主以外の口座で申請を行っている場合、どのように対応すればよいか。

答 オンライン申請においては、受給の代理関係を確認することができないため、原則として無効とし、市区町村から申請者に連絡を取り、本人名義の口座での申請を案内することとなる。

ただし、例えば、申請者が別途委任状を提出するなど、市区町村において何らかの形で代理関係の確認及び受給代理人の本人確認が十分にできた場合には、申請を有効なものとして取り扱うことは否定されないものと考えられる。

問 オンライン申請において、申請者も口座名義も世帯主でない場合、有効なものとして取り扱う方法はあるか。

答 申請者も口座名義も世帯主でない場合については、「申請権者は世帯主とされているので、世帯主以外からの申請は無効」を原則とし、市区町村から申請者に連絡を取り、郵送による代理申請を案内することとなる。

問 オンライン申請において、申請者が振込先口座の確認書類の添付を忘れた場合又は添付されていても口座名義や口座番号が判別できない等不備がある場合、どのように対応すればよいか。

答 申請者に対し、オンライン又は郵送により再度申請を行うか、振込先口座の確認書類を市区町村に別途送付することを案内することが考えられる。

問 オンライン申請において複数回同じ内容の申請が提出された場合や、オンライン申請と郵送申請で同じ内容の申請が提出された場合は、どのように対応すればよいか。

答 申請内容が同一の場合は、いずれか1つの申請について手続を進めることとし、二重支給が生じないよう適切に対応されたい。

問 A市の支給対象になっている者が誤ってB市に対してオンライン申請を行った場合、B市はどのように対応すればよいか。

答 B市から申請者に対し、A市へ申請するように案内されたい。(※システム上、B市からA市へ申請データを移送する機能は無い)

問 DV避難者が給付金における支給事務の特例を受けた場合、その者がマイナンバーカードを所持していれば、オンライン申請は可能か。

答 「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」(令和2年4月22日)に基づき特例措置を受けている者については、郵送による申請で対応することを想定しているが、居住市区町村の判断により、オンライン申請を受け付けることも否定されない。

その際、避難者の電子証明書上の住所は住民票上の住所となるが、DVの特例措置の申出書に記載されている住民票上の住所と電子証明書上の住所が一致していることをもって、当該避難者本人の電子署名であることを確認する必要があると考えられる。

問 市区町村の判断でオンライン手続を導入しないことは可能か。

答 今回の給付事業においては、感染拡大防止の観点から、郵送方式のほか、オンライン申請方式を基本とすることとしている(「特別定額給付金(仮称)事業の実施について」(令和2年4月20日総行政第67号)6参照)。

オンライン申請方式は、給付対象者からの早期の申請受付・支給を行うことが可能であるものであり、また、内閣府がマイナポータルを改修することによりオンライン申請受付システムを整備することから、市区町村においては、簡易に当該システムを利用できることを踏まえ、これを活用してオンライン申請方式を採用し、早期に申請受付を開始することを積極的に検討されたい。

問 各市区町村独自のオンライン申請受付システムにより申請を受け付けてよいか。

答 ・市区町村は簡易にマイナポータルの申請受付システムを利用できること
・多額の現金給付を行うものであるから、厳格な本人確認が可能となるマイナンバーカードを活用した電子署名を活用することとしていること
に鑑み、オンライン申請の受付については、国が今回整備するマイナポータルのオンライン申請受付システムによることを想定している。

問 「申請受付データにおける世帯主（申請・受給者）が支給を希望する給付対象者」（以下「支給希望者」という。）の氏名と、「給付対象者リストにおける世帯ごとの給付対象者（世帯員）」（以下「世帯員」という。）の氏名とは、前者がスマホ等から入力され、後者が住基から抽出されることから、扱う文字の範囲等が相当異なる等の理由により、厳密には一致しない場合が多数発生するが、どのように取り扱うべきか。

答 世帯主（申請・受給者）に支給希望者の氏名の入力を求めているのは、いずれの世帯員の受給を求めるか意思を確認する趣旨であるから、支給希望者と世帯員の氏名の一致の確認は、その同一性が確認できればよく、厳密な一致を求める必要はない。

なお、当該確認は、職員が全ての申請ケースの一致を確認する方法のほか、当該方法では、多量の目視確認等の業務が発生し、支給が遅延することが明らかである市区町村においては、まず、支給希望者と世帯員の合計数の一致を確認し、合計数が異なる申請ケースについては氏名の一致の確認を職員が行い、合計数が一致するケースについては氏名の一致を推定して支給事務を進め、支給前後に世帯主に対する通知等を行い、全世帯員の受給の意思を確認する方法によることとしても差し支えない。

【申請様式・本人確認書類】

問 本人確認書類がない者については、どのように対応すべきか。本人確認書類を省略することはどこまで許されるのか。

答 本人確認の方法については、例えば住民票の写し等の交付の請求の際に求められる本人確認の方法の例によることが考えられ、この場合、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付の身分証明書によることが考えられるが、これらを提示することができない場合には、顔写真付身分証明書と同水準の本人である旨の心証形成がなされるのであれば、顔写真付のものでない健康保険証等によることも可能である。

いずれにせよ、特別定額給付金の申請・受給手続（代理申請・受給の場合を含む。）に当たっては、なりすまし防止等の観点から、本人確認書類の窓口における提示又は郵送による送付を求めることが必要である。特に、法定代理人が代理申請・受給を行う場合においては、本人確認書類に加え、（口頭での確認のみならず、）法定代理人であることを疎明する書類の確認を求めること。

問 世帯構成員が6名を超えた場合には、どのように対応すべきか。

答 総務省が提示した様式は、あくまでも「標準様式」であることから、市区町村において適宜加工することは差し支えなく、世帯構成員が6名を超えた場合の申請書の形式についても、当該欄を追加するなど、適宜判断されたい。

【給付手続】

問 交付決定通知書は必要か。

答 市区町村から申請者に向けた交付決定通知書の送付は、あくまでも給付金を給付することとなった旨を知らせる行為に過ぎないことから、それ自体何らかの権利を生じさせるものではなく、必ずしも送付の必要はないものとする。

なお、申請期限内に提出された申請書に対して、市区町村が給付決定を行うことではじめて具体的な金銭受給の権利が発生することから、「給付決定」を行うことは必要である。

問 銀行口座がない者に対して、現金書留で給付することは可能か。

答 銀行口座等への振込によらない場合の給付方法については、各市区町村の実情を踏まえ適切に判断されたい。

【国からの補助金について】

問 補助対象となる経費を具体的かつ網羅的に示されたい。

答 個別にご相談の多い項目について、具体的には以下のとおり。なお、下記以外の項目について疑義がある場合には別途ご相談いただきたい。

○補助の対象となるもの

- ・ 会計年度任用職員の給与・社会保険料等（パートタイム、フルタイムを問わない。ただし、特別定額給付金事務のみを行う職員であること）
- ・ プレハブや電話機の設置（ただし、リースなどによること（永続的な設置となる場合は補助の対象とならない））
- ・ 会議室等の改修（特別定額給付金事務を行う間の一時的な改修であること）

○補助の対象とならないもの

- ・ 正職員の給与（ただし、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当は補助の対象となる）
- ・ パソコンの購入など、備品の購入費用（ただし、リースによる場合は補助の対象となる）

○現在、検討中のもの

- ・ 一時借入れをした場合の利息（なお、少なくとも5月中は補助金の概算払を週に1度行う予定としているので、まずは概算払の活用をご検討いただきたい）

問 今回の特別定額給付金の給付事務に関して、業務一式を民間企業（守秘義務契約を結んだ上で）に委託することは可能か。その場合の委託料は事務費補助金の対象となるのか。

答 委託することは可能であり、補助の対象となる。なお、その際は、業務の全般的な管理・監督のあり方やスケジュール管理（進捗状況管理）を徹底するとともに、特に予算の効率化、公平性、透明性が図られるような契約形態とするよう御留意いただきたい。

問 業務一式委託できるとあるが、支出事務についても銀行等へ委託できるのか。

答 特別定額給付金事業については、地方自治法施行令第161条第1項第17号に該当する経費であると考えられることから、第165条の3にある支出事務についての委託をすることができないのでご注意ください。

問 給付の方法は、口座への振込が原則であるが、例外的に生じる隔地払い等における給付金の給付方法として、小切手、郵便振替払出証書の方法が考えられるが、その際に生じる手数料は補助の対象となるのか。

答 補助の対象となる。なお、金融機関における処理の問題があるため、金融機関側と予め十分に協議いただきたい。

問 地方公共団体職員の人件費は補助の対象となるのか。

答 人件費については、特別定額給付金事業の実施により必要となる職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）については、補助の対象となる。また、臨時職員の賃金についても対象となる。

ただし、正職員の本給については、本事業の実施により追加で必要となるものではないことから、補助の対象とはならない。

問 特別定額給付金担当課を設置し、他の部局から職員を異動させて専任職員として配置した場合でも本給は補助の対象とならないのか。

答 このような場合であっても、本給については、追加で必要となるものではないことから、補助の対象とならない。

しかし、専任職員の異動元の課等において、実員減により増加した超過勤務手当については、関連性の説明ができる範囲で補助の対象となる

問 他の仕事をしていた会計年度任用職員を配置換えして、特別定額給付金の事務を行わせることとした場合には、当該会計年度任用職員の給与・社会保険料等は補助対象となるか。

答 補助の対象となる。（ただし、特別定額給付金事務のみを行う期間に係るものに限る）

問 金融機関への振込手数料や振込不能の場合の組戻手数料は、事務費補助金の対象となるのか。また、全国統一の振込等手数料を設定する予定はあるか。

答 金融機関への振込手数料、組戻手数料は補助の対象となる。

なお、総務省から全国統一の単価を示すことは、自由競争を制限することにもつながりかねず独占禁止法に抵触するおそれがあるものと解されるため、全国一律の振込手数料を設定する予定はない。

問 市区町村で先行して事業実施する場合、資金不足が見込まれることから、金融機関等からの一時借入れを行う場合があると考えられるが、借入れに伴い発生する利息は事務費補助金の対象となるのか。

答 現在、補助の対象とする方向で検討中。(当面の給付金振込が予定されていないにも関わらず、基準日時点における全住民分の借入れをされるなど、借入額が過大であると考えられる場合には、利息について補助の対象としない場合もあるので、仮に一時借入れを行われる際は、資金需要も勘案しつつ、適切に行っていただきたい)

なお、少なくとも5月中は週に一度、補助金の概算払を行う予定としており、まずは、概算払の活用をご検討いただきたい。

問 特別定額給付金の申請を辞退した者がいる場合、当該給付されなかった給付額の方は、市町村が自由に他の用途に使うことができるか。

答 特別定額給付金事業に係る補助金は、市区町村が実際に住民に給付した額に対して交付されるものであるため、住民が辞退した結果、給付されなかった部分については、市区町村に対して補助金は交付されない(概算交付していた場合は精算)。したがって、市町村が他の用途に使うことはできない。このように、補助金をその目的以外のものに充てることができないことは、他の補助金と同様である。

問 例えば、給付金の二重支給があった場合、その返還を求めるために弁護士への委託を行った場合の費用は、事務費補助金の対象となるのか。

答 補助の対象となる。

【その他】

問 特別定額給付金の給付決定は、審査請求の対象となるのか。

答 特別定額給付金の法的性格は、市区町村が申請書を受給権者に郵送(贈与契約締結の誘引)し、受給権者は申請書を記入のうえ市区町村に返送(受贈の意思表示)し、市区町村が給付を決定することをもって成立する贈与契約である。

したがって、一連の行為は専ら民事上の行為にすぎず、行政処分ではなく公権力の行使に当たる行為でもないことから、行政不服審査法に基づく審査請求の対象とはならないものとする。

問 特別定額給付金の申請を機会に、マイナンバーカードの申請勧奨を行う場合には、
どういった方法が考えられるか。

答 例えば、以下のような方法が考えられる。

- ・ 郵送申請のための申請書を送付する際の封筒にマイナンバーカードの申請案内を掲載すること
- ・ 郵送申請のための申請書を送付する際に、マイナンバーカードのちらしやパンフレット等を同封すること

なお、マイナンバーカードの申請勧奨を行う際には、スマートフォンやパソコンを利用したオンライン申請が便利であることについて周知されたい。

また、カードの受取については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及び地域の実情を踏まえ、適切な受取期限の設定や保管期限の延長等を通じ、適切な時期に受取を可能とすることに留意されたい（令和2年3月11日付総行住第33号総務省自治行政局住民制度課長通知）。